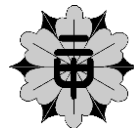


牛込二中だより



27年度 No.2 平成27年5月7日
発行 新宿区立牛込第二中学校
校長 長田 和義
HP <http://www.shinjuku.ed.jp/jh-ushigome2>

【教育目標】自ら学び、考え、行動する人 思いやりと責任感のある人 健康で心豊かな人

未来を変える力を身に付ける

校長 長田 和義

4月28日は、牛込第二中学校の開校記念日です。今年で68年目を迎えました。

昭和22年4月28日に都立第四高等学校（現 都立戸山高等学校）に併設しての開校でした。昭和22年は、日本が新しい未来に向けて大きく歩み出した年です。3月31日に教育基本法、4月1日に学校教育法、そして、5月3日に日本国憲法が施行されました。これまでの周年記念誌の記述からも、当時、学校の存在はみんなの希望であり、支えであったことがうかがえます。

今年の4月8日に福島第1原発事故で住民の6割以上が避難したままの福島県広野町に、県立ふたば未来学園高校が開校しました。文部科学省から県内初の「スーパーグローバルハイスクール」の指定を受け、国際社会で活躍する人材育成を目指しています。開校式で内堀雅雄福島県知事は「双葉の復興と、この地で夢を実現させたいという子どもたちの思いに応える学び舎が創立しました。さまざまなことにチャレンジし、人生の礎を築いてください」と祝辞を述べました。

学校で学ぶこと、かかわり合うことの一つ一つの過程が、生涯に渡っての宝物を手に入れる行為であるのではないかと思います。教室はこれからの未来を変えてくれる力を身に付ける場であるのです。

開校記念日を迎え、改めて学校の役割を自覚するとともに、保護者や地域の期待に応えられるよう教育活動を進めてまいります。

離任式〈5月1日（金）〉

昨年度までお世話になった深沢主任教諭、松内学習指導支援員、岩田学習指導支援員をお迎えし、離任式を行いました。

ご挨拶の中で、牛込二中への思いや心温まるメッセージをいただきました。

改めて、人との「出会い」を大切にすることや、一つの節目を迎え、さらに力強く前進していこうと決意を固める機会となりました。



5月の主な予定

1	金	離任式
8	金	内科検診(1) 尿検査
9	土	授業日(給食あり)
11	月	修学旅行(3) 心臓検診(1+α)
12	火	修学旅行(3)
13	水	修学旅行(3)
14	水	尿検査二次
15	金	PTA総会 16:00~
18	月	朝礼 安全指導
19	火	生徒総会
20	水	教育課程説明会 15:00~
21	木	中間考査 引き取り訓練
22	金	中間考査
25	月	移動教室(1) 教育実習始
26	火	移動教室(1)
27	水	移動教室(1)

6月前半の主な予定

1	月	朝礼 歯科講話 安全指導
3	水	運動会予行
5	金	運動会準備 英検
6	土	運動会
8	月	振替休業日
9	火	専門委員会 運動会予備日
10	水	避難訓練
11	木	耳鼻科検診(1、2、3)
12	金	教育実習終
15	月	朝礼

学校で咲いている花

新宿区の花として昭和47年10月制定されました。

江戸時代から昭和初期まで大久保通りの周辺が名所でした。

本校校庭のまわりに咲いています。



〈つつじ〉

新宿区立牛込第二中学校 いじめ防止のための基本方針

牛込第二中学校では、昨年度「いじめ防止のための基本方針」を定めました。

今年度は、新宿区立小中学校全校で実施する hyper-QU をツールとして活用し、生徒個人と学級集団の理解を推進し、いじめ等の早期発見とよりよい学級集団づくりに取り組むことを内容に追加しました。

基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組みます。
- いじめはどの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。
- 保護者、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて、いじめの解決に取り組みます。

組織

本校は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、生徒の健全育成を図るため、「通常の体制」と「重大事態発生時の体制」を編成し、対策を進めます。

通常の体制においては、いじめに関するアンケート作成や実施等の情報収集、いじめに対する指導の在り方の協議などを行います。

また、重大事態発生時の体制では、校長の指示のもと、教育委員会の「学校問題支援室」と連携し、関係機関と協議し、指導方針の検討と早期対応に取り組みます。

未然防止に向けた取組

本校では、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、保護者、地域、関係機関等と連携し、いじめの防止に取り組みます。

いじめの未然防止のためには、

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送れること
 - 毎日の授業や学校行事に、規律正しく、主体的に参加し、活躍できること
 - 生徒個々の居場所づくりや生徒同士の絆づくりを行うこと
- などを大切に進めていきます。



早期発見に向けた取組

本校は、いじめはどの生徒にも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に向けた取組みをするとともに、生徒及び保護者がいじめ等について、いつでも相談することができる環境を整えます。

- 早期発見の基本は、
- 生徒の小さな変化に気づくこと
 - 気づいた情報を教職員が確実に共有すること
 - 情報に基づき、速やかに対応することにあると考えます。

ふれあい月間

生徒の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月、11月、2月を「ふれあい月間」と位置付け、アンケートを実施するなど、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。また、生徒及び保護者がいじめ等の相談機関を身近に感じられるよう、相談窓口の周知を行います。

hyper-QU の活用

6月と11月に hyper-QU を実施し、生徒個人と学級集団のアセスメントを行い、いじめ等の早期発見とよりよい学級集団づくりに取り組みます。

教職員研修の充実

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であり、対応する教職員の資質・能力の向上は欠かせません。

生徒の変化に敏感で、生徒を理解する力のある教師集団を作り上げるため研修の充実を図ります。

学校評価に基づく基本方針の改善

本校の基本方針や学校のいじめ防止等の取組みは、学校評価を活用し、常に改善を行っていきます。

この基本方針については、今月 20 日（水）の教育課程説明会においても説明いたします。また、学校ホームページに掲載します。

学校ホームページ情報〈主な更新情報〉

- 離任式（5月1日）
- 開校記念日
- いじめ防止基本方針
- お知らせ
 - ▶「平成 27 年度 年間行事予定」掲載
- 学年朝礼（第 1 学年）
- 学校経営方針